## 男女共同参画社会の実現を積極的に推進し、「農地利用の最適化」に全力で取り組もう!

令和元年11月1日に施行された改正農地中間管理事業法によって、農業委員会の人・農地プランにおける役割が「農地所有者等の意向把握」と「地域の話し合い活動への参加」と明記されました。農業委員会はこのことを含め「農地利用の最適化」を果たしていくことが大きな使命となっています。

また、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています(男女共同参画者社会基本法前文より)。

このことから、農業・農村の持続的な発展のため取り組んでいる、「農地利用の最適化」の取組みにおいても、女性の声をさらに反映させていくことが必要です。

本日、この「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」には、全国より女性の農業委員・農地利用最適化推進委員が参加し、「~語ろう!地域農業の現状描こう!地域農業の将来~」を基本テーマに議論しました。その成果を踏まえ、以下の3点を、声高らかにアピールいたします。

## 1 私たちは女性の特性を生かした「農地利用の最適化」活動に積極的に取り組みます

私たちは、女性の意向や意見が反映された「農地所有者等への意向把握」や「地域での話合い活動」に取り組むことで、農地の利用集積・集約化、担い手の育成・確保、遊休農地の解消・発生防止など地域で抱える課題解決を目指して、農地利用の最適化に積極的に取り組んでいきます。

## 2 私たちは、農業・農村への理解醸成に向けた食農教育や農業後継者対策に 地域を先導して取り組みます

農業は、国民の命の源となる食料を生産する生命産業です。私たちは、国民や消費者が食や農業に興味関心を持ち、農業、農村への理解を深められるような情報発信を行います。併せて、地域農業の存続に欠かすことのできない農業後継者を育成していきます。

**3 私たちは、男女共同参画社会の形成を目指し、女性の声を強く発信します** 女性の声を適切に伝え政策に反映させるため、男女がよきパートナーとして 地域の共同参画を推進していけるように引き続き理解醸成に努力します。

令 和 3 年 3 月 1 日 全 国 農 業 委 員 会 女 性 協 議 会